

意見書案第3号

元海兵隊員の米軍属による沖縄県女性殺害事件に強く抗議し、日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『元海兵隊員の米軍属による沖縄県女性殺害事件に強く抗議し、日米地位協定の見直しを求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成28年6月29日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	青木 綱次郎
〃	〃	岡本 亮一
〃	〃	横山 榮二
〃	〃	増富 理津子
〃	〃	西畠 利彦

元海兵隊員の米軍属による沖縄県女性殺害事件に強く抗議し、
日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

4月下旬から行方不明になっていた沖縄県うるま市の20歳の女性が遺体で発見され、元海兵隊員で米軍属の男性が、死体遺棄容疑及び殺人、強姦致死容疑で逮捕されるという凶悪事件が発生した。この事件は沖縄県民をはじめ日本国民に強い衝撃と悲しみ、怒りを与えた。

元米軍人によるこのような蛮行は、沖縄県民の生命をないがしろにするものであり、断じて許されるものではない。

沖縄県では戦後71年にわたって米軍が存在しているもとで、復帰後だけでも米軍の犯罪事件が5910件発生し、そのうち凶悪事件は575件にのぼる異常な事態となっている。

沖縄県議会などは、米軍人・軍属等による事件、事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く申し入れてきた。今年においても3月22日に那覇市内で発生した女性暴行事件に関する抗議決議を可決し、厳重に訴えを行っている。それにもかかわらず、またもやこのような凶悪事件が発生したことは許しがたいものである。

日米両政府は、事件、事故が起きるたびに「綱紀粛正」、「再発防止」を徹底すると釈明してきたが、その実効性に疑問を持たざるを得ない。米軍人・軍属等の犯罪を根絶するためには、日米地位協定の抜本的な見直しや、米軍基地の整理、縮小が不可欠である。

よって国におかれでは、以下の項目を実行されることを強く求めるものである。

記

- 1 日米両政府が、遺族及び県民に対して改めて謝罪し完全な補償を行うこと
- 2 日米地位協定の抜本的な改定を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

意見書案第4号

後期高齢者医療保険料「特例軽減」の継続を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『後期高齢者医療保険料「特例軽減」の継続を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成28年6月29日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者	京田辺市議会議員	横山 榮二
〃	〃	岡本 亮一
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	増富 理津子
〃	〃	西畠 利彦

後期高齢者医療保険料「特例軽減」の継続を求める意見書（案）

後期高齢者医療制度は、低所得者の保険料負担軽減のため、9割軽減、8.5割軽減などの「特例軽減」が予算措置でおこなわれている。その対象者は916万人、被保険者の全体の55%に及んでいる。

いま安倍政権は、後期高齢者被保険者の負担軽減のための保険料「特例軽減」の廃止を、平成29年度から段階的に実施しようとしている。

後期高齢者の年金収入の現状は厚労省の資料では、2014年度平均が126万円で、ほぼ基礎年金満額の80万円未満が約4割を占めている。これらの人々は、他に所得がないのが圧倒的に多く、さらに半数近くが50万円未満、月々5万円に満たない年金で暮らしている。

「特例軽減」が廃止されると、年金収入80万円の場合は3倍に、120万円の場合は2倍に、また健康保険の被扶養者だった9割軽減の人は5倍から10倍の値上がりになる。

高齢者の暮らしが年々厳しくなっている。後期高齢者医療の保険料だけでなく、消費税や介護保険料などの税・保険料が増える一方で、年金が減らされている。こうしたなかでの廃止は認められない。

よって国及び政府におかれては、後期高齢者医療保険料「特例軽減」を継続するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

意見書案第5号

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定に関する意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『環太平洋パートナーシップ（T P P）協定に関する意見書』を別紙のとおり提出する。

平成28年6月29日

京田辺市議会

議長 松村 博司 様

提出者 京田辺市議会議員 小林 喜代司

〃 〃 米澤 修司

〃 〃 河本 隆志

〃 〃

〃 〃

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する意見書（案）

環太平洋パートナーシップ（以下「ＴＰＰ」という。）協定交渉は、平成27年10月5日、米国アトランタで開催された閣僚会合において大筋合意に至り、平成28年2月4日には、ニュージーランドのオークランドにおいて、参加12カ国により協定文書の署名が行われた。そして、先の通常国会では、協定の批准と関連する11の一括法案の承認・成立を見送り、参議院選挙後の臨時国会に先送りされた。

しかし、現状では、合意した内容について十分な情報開示がされているとは言えないことから、平成25年4月の衆参両院の農林水産委員会における「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する決議」が遵守されているかどうかを含め、我が国の国益がどのように守られているのか、また、どの分野にどのような影響があるのかなど、ＴＰＰに関する国民の理解は十分に得られていない。

特に、平成27年12月25日に内閣府が発表したＴＰＰの影響試算と、平成28年5月18日に公表された米国の影響試算とが食い違っており、何が正しいのか疑問視せざるをえない。

よって、国においては、ＴＰＰ協定に関する次の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 ＴＰＰ協定の内容について、これまで以上に丁寧な情報提供を行うこと
- 2 ＴＰＰ協定の内容が衆参両院の農林水産委員会の決議を遵守しているかどうかについて、国会において十分な検証及び審議を行い、もし十分な審議ができず、あるいは内容が決議に反しておれば、ＴＰＰ協定の批准をやめること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成　　年　　月　　日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、地方創生担当大臣